

所得の種類(令和8年度用)

所得の種類			所得金額の算出方法												
事業(営業等、農業)	事業により生じる所得		収入金額－必要経費＝事業所得の金額												
不動産所得	地代、家賃などによる所得		収入金額－必要経費＝不動産所得の金額												
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子		収入金額＝利子所得の金額												
配当所得	株式や出資の配当など		収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額												
給与所得	給与、賞与、賃金	給与所得の速算表 ※4000割とは4000で割り、小数点を切り捨て4000をかけたものです													
		<table><tr><th>給与収入金額(A)</th><th>給与所得控除後の金額</th></tr><tr><td>～ 650,999円</td><td>0円</td></tr><tr><td>651,000～1,899,999円</td><td>(A) - 650,000円</td></tr><tr><td>1,900,000～3,599,999円</td><td>(4000割) (A) × 70% - 80,000円</td></tr><tr><td>3,600,000～6,599,999円</td><td>(4000割) (A) × 80% - 440,000円</td></tr><tr><td>6,600,000～8,499,999円</td><td>(A) × 90% - 1,100,000円</td></tr><tr><td>8,500,000～ 円</td><td>(A) -1,950,000円</td></tr></table> <所得金額調整控除> ○給与収入が850万円を超え、本人が特別障害、または、同一生計配偶者もしくは扶養親族に特別障害がある、または、23歳未満の扶養親族がいる場合 所得金額調整控除＝〔給与収入(最高1,000万円)〕－850万円) × 10% ○「給与所得(最高10万円)＋年金所得(最高10万円)」が、10万円を超える場合 所得金額調整控除＝給与所得(最高10万円)＋年金所得(最高10万円)－10万円		給与収入金額(A)	給与所得控除後の金額	～ 650,999円	0円	651,000～1,899,999円	(A) - 650,000円	1,900,000～3,599,999円	(4000割) (A) × 70% - 80,000円	3,600,000～6,599,999円	(4000割) (A) × 80% - 440,000円	6,600,000～8,499,999円	(A) × 90% - 1,100,000円
給与収入金額(A)	給与所得控除後の金額														
～ 650,999円	0円														
651,000～1,899,999円	(A) - 650,000円														
1,900,000～3,599,999円	(4000割) (A) × 70% - 80,000円														
3,600,000～6,599,999円	(4000割) (A) × 80% - 440,000円														
6,600,000～8,499,999円	(A) × 90% - 1,100,000円														
8,500,000～ 円	(A) -1,950,000円														
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給などの所得	公的年金等所得の速算表												
	業 務	副業に係る収入のうち、営利を目的とした継続的なもの	収入金額－必要経費＝業務に係る雑所得												
	その他の	個人年金や税金の還付加算金など	収入金額－必要経費＝その他の雑所得												
総合譲渡	短期	土地や建物以外の資産の譲渡による所得 資産の所有期間により短期(5年以内)・長期(5年超)に分かれます	収入金額－(取得費・譲渡費用)－50万円※＝短期総合譲渡所得の金額												
	長期		(収入金額－(取得費・譲渡費用)－50万円※) × 1／2＝長期総合譲渡所得の金額 ※「収入金額－(取得費・譲渡費用)」が50万円未満の場合、その残額に相当する額												
一時所得	生命保険金の一時金、損害保険の満期返戻金、賞金などの所得		(収入金額－必要経費－50万円※) × 1／2＝一時所得の金額 ※「収入金額－必要経費」が50万円未満の場合は、その残額に相当する額												